

## 三芳町ひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	三芳町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三芳町ひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三芳町個人番号の利用等に関する条例（平成27年三芳町条例第27号）別表第1第1の項 三芳町ひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（母子家庭等及び寡婦）の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その（生活の安定）と向上のために必要な措置を講じ、もって（母子家庭等及び寡婦）の（福祉を図る）ことを目的とする。 。	第1条 この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を支給することにより、（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立を支援し、もって（ひとり親家庭等）の（福祉の増進）を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項3号	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の医療費の支給を受けようとする者からの申請に係る受給資格の決定についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項3号	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項及び第3項三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第10条第1号及び第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の医療費の支給を受けようとする者からの申請に係る受給資格の決定についての審査に関する事務

特定個人情報1		
---------	--	--

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ロ	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第3条第3項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

## 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
-------	---------------------	--

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項3号	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第8条第1項

事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第8条第1項の規定による受給者の内容変更についての審査に関する事務
-------	---	---

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項3号	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項及び第3項三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第10条第1号及び第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第8条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第8条第1項の規定による受給者の内容変更についての審査に関する事務

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ロ	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）第3条第3項第2号
-------	--------------------	---

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
---------------	-----------------------------------	-----------------------------------

## 特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年三芳町規則第33号）第13条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2023年11月15日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年01月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

委任関係	
------	--